

株 主 各 位

東京都品川区西五反田七丁目22番17号

株式会社 **テ-オーシー**

代表取締役社長 大 谷 卓 男

## 第55期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第55期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますが、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、ご出席される場合は、後記の「株主総会に出席される場合の注意事項」(4頁)をお読みの上、事前登録手続きを行ってくださいますようお願いいたします。

なお、多くの株主様が集まる株主総会には集団感染等のリスクがございます。かかる集団感染等のリスクを避けるため、株主様には、健康状態に関わらず、可能な限り株主総会へのご来場をお控えいただき、書面又は電磁的方法(インターネット等)による議決権行使をご推奨申し上げますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上ご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp>)において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、令和3年6月28日(月曜日)午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。(電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の方法等につきましては、2頁から3頁をご参照ください。)

敬 具

記

1. 日 時 令和3年6月29日(火曜日)午前10時
2. 場 所 東京都品川区西五反田七丁目22番17号  
TOCビル 13階グランドホール  
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)
3. 株主総会の目的である事項  
報告事項
  1. 第55期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第55期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)計算書類の内容報告の件決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 監査役1名選任の件
  - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト「<https://www.toc.co.jp/toc/ir-new/ir/shareholders/>」に掲載させていただきます。
- ◎連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト「<https://www.toc.co.jp/toc/ir-new/ir/shareholders/>」に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

## <電磁的方法（インターネット等）による議決権行使について>

電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又は電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### I. インターネットによる議決権行使について

##### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取扱いを休止します。）
- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、令和3年6月28日（月曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

##### 2. インターネットによる議決権行使方法について

###### (1) パソコン、携帯電話による方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

###### (2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。

(「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。)

- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2. (1) パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

・ 電話 0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

## II. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様につきましては、株式会社I C Jが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」の利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

## ＜株主総会に出席される際の注意事項＞

来る令和3年6月29日開催予定の当社第55期定時株主総会につきまして、新型コロナウイルス感染防止に向けた当社の対応について、下記のとおりご案内させていただきます。

1. 集団感染等のリスクを避けるため、株主様には、健康状態に関わらず、可能な限り株主総会へのご来場をお控えいただき、書面又はインターネットによる議決権行使をご推奨申し上げます。重症化のおそれのあるご高齢者や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様は、特に慎重なご判断をお願い申し上げます。なお、インターネットによる議決権行使につきましては、招集ご通知2頁から3頁をご参照ください。
2. 当日ご来場される場合、アルコール消毒液のご使用やマスクのご着用等について、ご協力をお願いいたします。また、ご来場の皆様の体温を確認する装置を設置し、体温が37.5度以上の株主様など体調のすぐれない株主様には株主総会会場へのご入場をお断りし、お帰りいただく場合がありますので、この点、あらかじめご了承ください。
3. ご来場の株主様へのお土産の配布は行っておりませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、ドリンク等のご提供も見合わせますので、この点につきましてもご理解賜りますようお願い申し上げます。
4. 会場での株主様のご着席間隔をとる観点から、総会会場の定員を50名までとし、事前登録制といたします。株主総会当日のご来場を希望する株主様は、下記「事前登録制度」に沿って、事前登録をお願いいたします。

### ○事前登録制度

新型コロナウイルス感染症への対策として、経済産業省・法務省の「株主総会運営に係るQ&A」に基づき、当社は本総会へのご出席については事前登録制を採用し、事前登録者を優先的にご入場いただくことといたします。

ご出席には事前登録が必要です。事前登録をご希望の方は、下記の事前登録サイトにアクセスいただき手続きをお願い致します。なお、会場の席数の関係上、事前登録の希望者が多数となった場合には、公正な抽選により事前登録者を選ばせていただきます。

事前登録サイトURL <https://www.toc.co.jp/toc/ir-new/ir/shareholders/>

登録期限 令和3年6月22日（火）午後5時まで

※事前登録を行わずに当日ご来場された株主様に関しましては、会場へのご入場をお断りする場合がございます。

※今後の状況により株主総会の運営について変更が生ずる場合がございます。その場合には、当社ホームページ (<https://www.toc.co.jp/toc/ir-new/ir/shareholders/>) にてお知らせいたしますので、適宜ご確認いただければ幸いです。

以 上

(添付書類)

## 事業報告

(自 令和2年4月1日)  
(至 令和3年3月31日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、世界的な新型コロナウイルスの蔓延により厳しい状況にありましたが、鉱工業生産を中心に回復傾向がみられ、非製造業においても情報サービス分野を中心に堅調に推移しました。一方、コロナ禍における緊急事態宣言の発令を受け、宿泊・飲食・サービス等個人消費関連の業種では厳しい状況にあり、業種間での二極化が鮮明となりました。

このような事業環境下におきまして、当社グループは、全社を挙げて各事業の特性及び付加価値性を活かした営業活動を推進いたしました。当期の連結売上高は16,087百万円（前期比12.5%減）となり、利益面におきましては、営業利益5,619百万円（前期比9.8%減）、経常利益6,030百万円（前期比7.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益4,131百万円（前期比7.7%減）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

#### ・不動産事業

オフィスビルにおける事業環境は、コロナ禍を背景にしたテレワークの進展、郊外へのオフィス移転等が進み、東京中心部における入居率、賃料水準は共にやや下落傾向にありました。商業施設における事業環境は、コロナ禍における外出自粛、渡航制限による訪日外国人数の減少等厳しい事業環境のまま推移しました。

このような状況下、不動産事業におきましては安全対策、環境対策等に注力し、運営・管理面において高サービスと低コストとの両立を推し進め、所有ビル個々の特性を活かした高付加価値化を図ってまいりました。

建物の賃貸等では、ビルの特性に応じたテナント獲得を進めましたが、減収増益となりました。なお、期末時点における入居率は97.0%（前期末98.5%）となりました。

展示場・会議室の賃貸ならびに駐車場の賃貸に関しましては、コロナ禍によるイベント等の自粛の影響により、それぞれ減収となりました。

以上の結果、不動産事業の売上高は14,065百万円（前期比3.9%減）となり、営業利益は修繕費等の減少により6,253百万円（前期比2.5%増）となりました。

・リネンサプライ及びランドリー事業

リネンサプライ及びランドリー事業におきましては、顧客先であるホテル業からの受注が大幅に減少したことにより、売上高は758百万円(前期比54.8%減)、営業損失は377百万円(前期は10百万円の営業利益)となりました。

・その他の事業

ビル管理関連サービス事業は、請負工事の受注減等により減収減益となりました。製菓事業は、主力製品の販売減により減収となりました。また、スポーツクラブ事業ならびに温泉施設事業は、コロナ禍の下、それぞれ減収となりました。

その結果、その他の事業の合計では、売上高は1,263百万円(前期比38.6%減)、営業損失は273百万円(前期は101百万円の営業利益)となりました。

なお、当期の単体の業績につきましては、売上高12,665百万円(前期比2.8%減)、営業利益5,721百万円(前期比5.7%増)、経常利益5,989百万円(前期比5.3%増)、当期純利益4,190百万円(前期比6.0%増)となりました。

セグメント別の売上高及び構成比

セグメント別		売上高(百万円)	構成比(%)
不動産事業	建物の賃貸等	12,083	75.1
	展示場・会議室の賃貸	1,374	8.5
	駐車場の賃貸	608	3.8
	小計	14,065	87.4
リネンサプライ及びランドリー事業		758	4.7
その他の事業		1,263	7.9
合計		16,087	100.0

(2) 設備投資等の状況

当期中の設備投資額は、1,584百万円であります。その主なものは、T O C 五反田ビル建替にかかる基本設計等648百万円及びT O C 大崎ビルディングエレベーター改修346百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当期の所要資金は、自己資金によって賅っております。

#### (4) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況の推移

##### ①企業集団の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第52期 (29. 4. 1～30. 3. 31)	第53期 (30. 4. 1～31. 3. 31)	第54期 (31. 4. 1～2. 3. 31)	第55期(当期) (2. 4. 1～3. 3. 31)
売 上 高(百万円)	18,678	18,383	18,379	16,087
経 常 利 益(百万円)	4,616	6,470	6,491	6,030
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	25,420	4,495	4,476	4,131
1株当たり当期純利益(円)	218.53	44.34	46.42	43.20
総 資 産(百万円)	126,666	112,677	110,780	112,589
純 資 産(百万円)	89,245	88,234	89,395	93,765

##### ②当社の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第52期 (29. 4. 1～30. 3. 31)	第53期 (30. 4. 1～31. 3. 31)	第54期 (31. 4. 1～2. 3. 31)	第55期(当期) (2. 4. 1～3. 3. 31)
売 上 高(百万円)	13,148	12,810	13,034	12,665
経 常 利 益(百万円)	3,664	5,585	5,688	5,989
当 期 純 利 益(百万円)	24,398	3,904	3,951	4,190
1株当たり当期純利益(円)	209.74	38.51	40.97	43.81
総 資 産(百万円)	117,750	103,566	101,411	103,508
純 資 産(百万円)	84,097	82,397	82,994	87,493

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第53期の期首から適用しており、第52期に係る総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

#### (5) 対処すべき課題

わが国経済は、外需に支えられ回復基調にある製造業を中心に、設備投資を再開する動きがみられるものの、雇用所得環境の悪化に伴う消費マインドの低迷等もあり、日本経済が完全に回復するまでには時間を要するものと思われまます。

このような中、当社グループの主力事業であります不動産事業の見通しにつきましては、オフィスビルの事業環境では、現在の賃料水準・入居率とも下げ止まる傾向にあります。アフターコロナの事業環境には予断を許さないものと思われまます。また、商業施設の事業環境におきましては、個人消費を中心にコロナ禍収束の目途とされる秋以降徐々に回復すると見込まれるものの、当面は厳しい事業環境が続くものと思われまます。

このような状況下、中長期的に安定的かつ持続的な成長を果たすため、収益性を向上させる施策を積極的に実施し、経営基盤の強化を図ってまいります。所有する個々のビルにおきましては、ニューノーマル社会に対応しつつ、更なる運営の効率化、木目細かなリニューアルの実施等により、ビル個々

の付加価値を高める経営施策を推進してまいります。TOC五反田ビルの建替計画については、経済状況、経営環境を見据えながら、引き続きプランの検討を進めてまいります。

当社グループは、「社会に役立つ企業」という企業理念に基づき、お客様に「明るく、活力のある、和やかな」場を提供することにより、社会との調和の上、お客様・テナントの皆様に喜ばれ、またお役に立つことを使命とし、これをもって事業を推進いたしております。全社を挙げて、日々の向上に努めることから、事業の発展を成し、社会に貢献していく所存でございます。

株主の皆様におかれましては、倍旧のご支援ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## (6) 重要な子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	議決権比率(%)	主要な事業内容
株式会社テーオーリネンサプライ	96	55	リネンサプライ及びランドリー事業
株式会社テーオーシーサプライ	50	100	ビル管理関連サービス事業
星製薬株式会社	75	100	製薬事業
株式会社I-TINK	9	97	情報処理関連事業
株式会社TORアセットインベストメント	90	99	商業不動産賃貸業
株式会社TOCディレクション	92	99	商業施設運営事業
株式会社TOLCD	100	99	スポーツクラブ、温浴施設

(注) 当社グループの連結子会社は上記の子会社7社であり、持分法適用会社は1社であります。

### ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容及び主要な事業所

### ① 株式会社テーオーシー

#### 主要な事業内容

不動産事業部門：建物及び土地の賃貸・売買  
：展示場及び会議室の賃貸  
：駐車場の賃貸

商品販売事業部門：衣料品、雑貨等の販売

#### 主要な事業所

本店：東京都品川区西五反田七丁目22番17号  
営業用ビル：東京都品川区(10棟) 墨田区(1棟) 江東区(2棟)



② 子会社

名 称	本 店	主 要 な 事 業 内 容
株式会社テーオーリネンサプライ	東京都品川区 (工場：東京都千代田区・神奈川県厚木市)	リネンサプライ及びランドリー事業
株式会社テーオーシーサプライ	東京都品川区	ビル管理関連サービス事業
星 製 薬 株 式 会 社	東京都品川区 (工場：神奈川県厚木市)	製 薬 事 業
株 式 会 社 I - T I N K	東京都品川区	情 報 処 理 関 連 事 業
株式会社TORアセットインベストメント	東京都台東区	商 業 不 動 産 賃 貸 業
株式会社TOCディレクション	東京都品川区	商 業 施 設 運 営 事 業
株 式 会 社 T O L C D	東京都品川区	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 、 温 浴 施 設

(8) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数 (名)	前連結会計年度 末比増減 (名)	平 均 年 令 (才)	平均勤続年数 (年)
男 性	107	8 (減)	43.8	15.4
女 性	39	2 (減)	38.9	12.4
合計又は平均	146	10 (減)	42.5	14.6

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

(9) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借入金残高(百万円)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	983
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	650
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	445
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	345
株 式 会 社 あ お ぞ ら 銀 行	215
株 式 会 社 新 生 銀 行	132

## 2. 会社の株式に関する事項

### (1) 株式数

発行可能株式総数 547,517,000株

発行済株式の総数 95,094,451株

(自己株式8,784,901株を除く。)

### (2) 株主数

5,744名

### (3) 大株主

株 主 名	持 株 数(千株)	持株比率(%)
株 式 会 社 ニ ュ ー ・ オ ー タ ニ	21,251	22.34
有 限 会 社 大 谷 興 産	14,615	15.36
株 式 会 社 オ オ タ ニ ・ フ ァ ン ド	6,927	7.28
大 成 建 設 株 式 会 社	4,800	5.04
新 菱 冷 熱 工 業 株 式 会 社	4,466	4.69
有 限 会 社 大 谷 興 産 T O	3,784	3.97
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	2,912	3.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,473	2.60
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 4 )	2,287	2.40
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,130	2.24

(注)1. 千株未満は切り捨てて表示しております。

(注)2. 当社は自己株式8,784,901株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。  
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (4) その他株式に関する重要な事項

資本効率の向上を図り、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的として、令和2年12月15日開催の取締役会決議に基づき自己株式658,600株を取得しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	24,600株	6人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	大谷和彦	株式会社ニュー・オータニ代表取締役社長 株式会社オータニコポーレーション代表取締役会長 エイチアールティーニューオータニ株式会社代表取締役名誉会長 株式会社テーオーリネンサプライ代表取締役名誉会長 株式会社TOLCD代表取締役名誉会長 株式会社大谷工業代表取締役会長
代表取締役社長	大谷卓男	星製薬株式会社代表取締役社長 株式会社I-TINK代表取締役社長 株式会社テーオーリネンサプライ代表取締役会長 株式会社テーオーシーサプライ代表取締役会長 株式会社TORアセットインベストメント代表取締役社長 株式会社TOCディレクション代表取締役社長 株式会社TOLCD代表取締役会長 学校法人星薬科大学理事長
常務取締役	近藤正一	ビル施設管理部長及び安全管理推進室担当 株式会社テーオーシーサプライ代表取締役社長
常務取締役	石田雅彦	事務管理部門（総務・経理・財務）担当 大崎再開発ビル株式会社代表取締役副社長
取締役	松村康弘	ビル営業事業部門担当
取締役	本庄忍	総務部長
取締役	稲葉弘文	三陽エンジニアリング株式会社代表取締役社長
取締役	鳥巢元太	アルス デザイン アソシエイツ株式会社代表取締役社長
取締役	鈴木暁男	
常勤監査役	山岡英夫	株式会社ニュー・オータニ社外監査役
監査役	長谷修嗣	
監査役	飯倉穰	経済地域研究所代表

(注)1. 取締役稲葉弘文氏、取締役鳥巢元太氏及び取締役鈴木暁男氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注)2. 監査役長谷修嗣氏及び監査役飯倉穰氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注)3. 常勤監査役山岡英夫氏は、当社経理部門において専門的な知識・経験等を培い、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(注)4. 監査役長谷修嗣氏は、株式会社ニュー・オータニの経理部門において専門的な知識・経験等を培い、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。なお、同氏は、株式会社ニュー・オータニを退社後15年経過しております。

(注)5. 監査役飯倉穰氏は、複数の会社での職務経験に加え、直接会社経営に関与された経験等で培われた豊富な知識と経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(注)6. 取締役稲葉弘文氏、取締役鳥巢元太氏及び取締役鈴木暁男氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び社外監査役全員との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、賠償責任の限度額を法令の定める最低限度額とする責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し、責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、監査役、執行役員及び退任役員等であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由が定められております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する基本的な考え方

当社は「社会に役立つ企業」という企業理念のもと、企業価値の持続的な向上を目指しております。取締役の報酬については、短期のみならず中長期的な企業価値増大への貢献意欲も高めることを目的として、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、報酬の一定割合を業績・株価と連動させる報酬体系としております。個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬等（賞与）及び非金銭報酬（株式報酬）等により構成し、その支給割合は後記の方針に基づき適切に設定することとしております。監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬のみを支払うこととしております。

当社では、取締役会の報酬等の決定に関与する委員会として指名報酬委員会を設置しており、同委員会は社外取締役を過半数とする計3名（社外取締役2名、社外取締役を除く取締役1名）で構成されております。

取締役の報酬等の決定方針は、指名報酬委員会で審議のうえ、その意見を尊重し、取締役会で決議するものとします。

取締役の報酬の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長大谷卓男がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬及び、業績連動報酬等（賞与）の額、並びに報酬等の種類ごとの比率の決定とします。これらの権限を委任した理由は、各取締役のプライバシー保護及び指名報酬委員会の諮問を経ており、報酬等の決定の客観性・透明性が確保されているためです。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定するものとします。

なお、非金銭報酬等（株式報酬）は、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議します。

固定報酬、業績連動報酬等（賞与）について、代表取締役社長は、指名報酬委員会の答申に従い、取締役会メンバーとの協議などを経て、各取締役の報酬額を決定し取締役会にも上程していること、非金銭報酬等（株式報酬）についても、指名報酬委員会の答申を踏まえた報酬案が取締役会に上程され取締役会において個人別の割当株式数を決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

②固定報酬の個人別の報酬等の額の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の固定報酬は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定した額を毎月支給するものとしております。

③業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

各事業年度の業績向上への貢献意欲を高めることを目的として、社外取締役を除く取締役に対し、業績に連動した賞与を前事業年度における連結営業利益の1.5%を上限として支給するものとしております。

業績連動報酬等に係る指標は、企業価値の向上を図るインセンティブとして機能するよう前事業年度における連結営業利益等とし、対象取締役の役位に応じ、支給額を決定いたします。

なお、当該事業年度を含む連結営業利益等の推移は、1.(4)①企業集団の財産及び損益の状況に記載のとおりです。

④非金銭報酬等の内容及び額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的とする譲渡制限付株式付与制度(以下「本制度」といいます。)に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。)に対して付与しております。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社が発行又は処分する普通株式を引き受けることとなります。本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額500万円以内とし、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、役位、職責、在任年数を踏まえ、指名報酬委員会に諮問のうえ、その答申内容を尊重し、独立社外取締役を含む取締役会の審議に基づき決定し、毎年一定の時期に付与しております。

本譲渡制限付株式の割当てのために発行または処分される当社の普通株式の総数は年間最大75,000株とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)としております。

当該報酬の額については、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で決議された取締役個人別の割当株式数に応じて定められます。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約を締結し、その内容としては、1)対象取締役は一定期間(30年から50年までの間で当社の取締役会が定める期間)、当該譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、2)一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

⑤固定報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針等

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、独立社外取締役を含む指名報酬委員会において検討を行い、取締役会の委任を受けた代表取締役社長は、指名報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定します。

なお、報酬等の種類ごとの比率は、固定報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝60%：20%：20%を目安とします。

⑥ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	162 (7)	124 (7)	21 (-)	16 (-)	11 (3)
監査役 (うち社外監査役)	20 (10)	20 (10)	-	-	3 (2)

- (注)1. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額 6 百万円を支払っております。
- (注)2. 当社取締役の金銭報酬の額は、平成 9 年 6 月 27 日開催の第 31 期定時株主総会において年額 2 億円以内 (ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まない。)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は 10 名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、令和元年 6 月 27 日開催の第 53 期定時株主総会において、株式報酬の額を年額 50 百万円以内 (社外取締役は付与対象外)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の社外取締役を除く取締役の員数は 6 名です。
- (注)3. 当社監査役の金銭報酬の額は、平成 9 年 6 月 27 日開催の第 31 期定時株主総会において年額 3 千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は 3 名です。

(5) 社外役員に関する事項

氏名	社外取締役			社外監査役	
	稲葉弘文	鳥巢元太	鈴木暁男	長谷修嗣	飯倉 穰
①重要な兼職先の状況	三陽エンジニアリング株式会社代表取締役社長	アルス デザイン アソシエイツ株式会社代表取締役社長	該当なし	該当なし	経済地域研究所代表
②当期における主な活動状況	当期開催の取締役会 14 回の全てに出席しており、経営者としての貴重な経験と幅広い見識に基づき、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。また、指名報酬委員会委員として、役員報酬制度に関する課題等について積極的に提言しております。	当期開催の取締役会 14 回の全てに出席しており、建築・設計に関する専門家としての貴重な経験と幅広い見識に基づき、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。また、指名報酬委員会委員として、役員報酬制度に関する課題等について積極的に提言しております。	取締役就任後の取締役会 10 回のうち 9 回に出席しており、学識経験者としての貴重な経験と幅広い見識に基づき、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。また、独立した立場から取締役会に助言を行い、経営の監督の強化に寄与しております。	当期開催の取締役会 14 回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会 15 回の全てに出席しており、主に経理等の豊富な経験に基づき、適宜質問をし、意見を述べております。	当期開催の取締役会 14 回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会 15 回の全てに出席しており、主に金融機関等での豊富な経験に基づき、適宜質問をし、意見を述べております。

- (注)1. 社外取締役・社外監査役が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な関係はありません。
- (注)2. 社外取締役稲葉弘文氏は、複数の会社において経営者として培った企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を活かして取締役会の意見決定の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を行い貢献しております。
- (注)3. 取締役鳥巢元太氏は、取締役会において、豊富な専門知識や経験を活かして、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い貢献しております。
- (注)4. 取締役鈴木暁男氏は、学識経験者としての高い見識と幅広い経験を活かして、取締役会の意見決定の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を行い貢献しております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額	36百万円
②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

(注)1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査報酬の推移、過年度の会計監査の職務遂行状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(注)2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性等の評価基準に従い総合的に評価し、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び子会社の業務の適正を確保するための体制

当社は取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を以下のように定めております。その内容は以下のとおりです。

- ①当社及び子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
イ. 当社は、社訓並びに経営の基本方針に則った「企業行動規範」を制定し、当社及び子会社の代表取締役がその精神を役職員に伝達し、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- ロ. 法令等の遵守については、「コンプライアンス基本規程」を制定し、コンプライアンスに関する規範体系を明確にし、組織体制として役職員等の役割を定め、当社グループ内のコンプライアンス体制の確立を図る。
- ハ. 法令等遵守の統括部署として設置された内部監査室を、事務管理部門がサポートし、一定の重要な意思決定を行う事項については、同部門で事前に適法性等を検証する。
- ニ. 取締役の職務執行が適正、かつ効率的に行われる体制として、職務権限規程、業務分掌規程等を整備する。

ホ. 内部監査室は、適切な業務運営体制を確保すべく、内部監査を実施する。また、法令上疑義のある行為等について、職員が社外の「内部通報センター」（内部通報窓口）に直接情報を提供する。内部通報窓口は、通報を受けた場合、直ちに調査し、法令違反行為等が行われていることを確認したときは、直ちに社長に報告する。

#### ②当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき文書に記録し保存、管理する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

また、「関係会社文書管理規程」に基づき、子会社の取締役等は、子会社における法定の議事録の写し等の文書を当社に提出することにより、子会社の取締役等の業務執行に係る事項を報告する。また、当該資料については、当社の取締役、監査役が常時閲覧することができるものとする。

#### ③当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. リスク管理については、「リスク管理規程」を制定し、安全管理推進室及び内部監査室を中心にリスク管理体制を構築する。

ロ. 安全管理推進室及び内部監査室は、各部門担当取締役の業務に係わるリスク管理を把握し、必要に応じて支援提言を行う。

ハ. 内部監査室は、各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。

ニ. 不測の事態が発生した場合には、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定め、損害の拡大を防止し、最小限に止める体制を整備する。

#### ④当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、以下の経営システムを用いて事業の推進に伴うリスクを継続的に監視する。

イ. 当社の経営方針及び経営戦略に係わる重要事項については、月1回開催される取締役会において審議する。また、子会社の取締役会においても定時取締役会及び随時開催される臨時取締役会にて経営の重要事項及び個別案件の決議を適時行うものとする。

ロ. 目標の明確な付与、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るため、全社及び各事業グループの目標値を年度予算として策定し、それに基づく業務管理を行う。

ハ. 業務運営の状況を把握し、その改善を図るために内部監査を実施する。

#### ⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社グループにおける統一的なリスク管理体制を確立するための指針を定める。

ロ. 主要な子会社には、当該会社に役員を派遣し、子会社の管理・監督を行う。

ハ. 子会社に対する監査役会（若しくは内部監査室）による調査・監査実施の体制を構築する。また、監査役会は、調査・監査の結果を踏まえ、必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

ニ. 子会社が当社からの経営管理、経営指導等で、法令違反等が認められた場合は、内部監査室は



直ちに監査役会に報告を行うと同時に、意見を述べるができるものとする。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役は、監査役を補助するための部署として設置した内部監査室所属の職員に、監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。

⑦監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助すべき職員の人事異動、評価、任命、解任等については、事前に監査役会の同意を得た上で取締役会にて決定することとし、当該使用人は他の部署を兼務せず、監査役の指示にのみ従うことにより、取締役からの独立を確保するものとする。

⑧監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び職員は以下の事項について、監査役会に報告する。

イ. 常勤役員会で決議された事項。

ロ. 当社及び当社グループの業務又は業績に重大な影響を及ぼす事項。

ハ. 内部監査室が実施した内部監査の結果。

ニ. 企業倫理に関する内部監査室に対する通報の状況。

ホ. 上記のほか監査役会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項。

[子会社の役職員及びこれらの者から報告を受けた者は、上記イ. からホ. の事項について、当社の監査役会に報告する。]

上記イ. からホ. の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。また、グループ内部通報制度においても、内部通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならない。

⑨監査役職務の執行について生じる費用等の請求の手続きを定め、監査役から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役職務の執行に必要なではないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じるものとする。

⑩その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は、必要に応じて内部監査室、安全管理推進室に対して、必要な調査・報告等を要請することができる。常勤役員会その他の重要な会議等に出席できる。

ロ. 監査役会と代表取締役、会計監査人との間に定期的な意見交換会を設定する。

⑪反社会的勢力との関係遮断

イ. 当社は反社会的勢力とは断固として関係を持たないものとする。また、反社会的勢力から接触を受けた場合は、直ちに所轄の警察等の機関に情報を提供するとともに、暴力的な、また不当な要求に対しては、警察及び弁護士等を含め外部機関との連携の上遮断を実施する。

ロ. 当社は大崎地区特殊暴力防止対策協議会に加盟し、その他に所轄警察署等から関連情報を収集して不測の事態に備え最新の動向を把握するよう努める。また、これらの勢力に対する社内体制

については、反社会的勢力排除に係わる対応統括部署及び不当要求防止責任者を設け、社内各部署にも担当者を配置するとともに、必要に応じて警察及び弁護士等の外部機関と連携し対処する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①内部統制システム全般

当社及び当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

②コンプライアンス

当社は、当社及び当社グループの使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報規程により相談・通報制度を設けており当社グループにも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

③リスク管理体制

安全管理推進室及び内部監査室を中心に、各部門及び各グループから報告されたリスクのレビューを実施して全体的な情報共有に努めたほか、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

④内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、内部監査を実施いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 連結貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>I 流動資産</b>	33,237	<b>I 流動負債</b>	6,531
現金及び預金	32,204	買掛金	43
受取手形及び営業未収入金	642	短期借入金	860
商品及び製品	22	1年内返済予定の長期借入金	1,442
仕掛品	26	未払金	1,075
原材料及び貯蔵品	130	未払消費税等	198
その他	217	未払法人税等	1,182
貸倒引当金	△6	前受金	936
		賞与引当金	81
		その他	710
<b>II 固定資産</b>	79,351	<b>II 固定負債</b>	12,292
<b>1.有形固定資産</b>	55,236	長期借入金	560
建物及び構築物	24,777	長期預り保証金	8,874
機械装置及び運搬具	464	退職給付に係る負債	441
土地	28,882	資産除去債務	165
建設仮勘定	1,016	繰延税金負債	1,986
その他	94	その他	264
<b>2.無形固定資産</b>	7,131		
借地権	7,076	<b>負債合計</b>	<b>18,823</b>
施設利用権	17	<b>純資産の部</b>	
その他	37	<b>I 株主資本</b>	87,500
<b>3.投資その他の資産</b>	16,984	1.資本金	11,768
投資有価証券	16,208	2.資本剰余金	9,326
保険積立金	465	3.利益剰余金	73,310
繰延税金資産	12	4.自己株式	△6,904
その他	296	<b>II その他の包括利益累計額</b>	5,613
		その他有価証券評価差額金	5,613
		<b>III 非支配株主持分</b>	651
		<b>純資産合計</b>	<b>93,765</b>
<b>資産合計</b>	<b>112,589</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>112,589</b>

## 連結損益計算書

(自 令和2年4月1日)  
至 令和3年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売上高		16,087
売上原価		8,861
売上総利益		7,226
販売費及び一般管理費		1,606
営業利益		5,619
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	262	
助成金収入	130	
持分法による投資利益	22	
受取事務手数料	19	
その他	25	462
営業外費用		
支払利息	26	
固定資産除却損	6	
自己株式取得費用	7	
その他	10	51
経常利益		6,030
特別利益		
固定資産売却益	24	
投資有価証券売却益	37	62
特別損失		
投資有価証券売却損	24	24
税金等調整前当期純利益		6,067
法人税、住民税及び事業税	1,826	
法人税等調整額	226	2,052
当期純利益		4,015
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△116
親会社株主に帰属する当期純利益		4,131

## 連結株主資本等変動計算書

(自 令和2年4月1日  
至 令和3年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 剰 余 本 金	利 剰 余 益 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
令和2年4月1日残高	11,768	9,326	70,138	△6,423	84,809
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△957		△957
親会社株主に帰属する当期純利益			4,131		4,131
自己株式の取得				△500	△500
自己株式の処分		△2		19	16
自己株式処分差損の振替		2	△2		-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	3,171	△480	2,691
令和3年3月31日残高	11,768	9,326	73,310	△6,904	87,500

	その他の包括利益累計額		非支配株主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
令和2年4月1日残高	3,818	3,818	767	89,395
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△957
親会社株主に帰属する当期純利益				4,131
自己株式の取得				△500
自己株式の処分				16
自己株式処分差損の振替				-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1,795	1,795	△116	1,678
連結会計年度中の変動額合計	1,795	1,795	△116	4,369
令和3年3月31日残高	5,613	5,613	651	93,765

## 貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>I 流動資産</b>	<b>26,186</b>	<b>I 流動負債</b>	<b>4,975</b>
現金及び預金	25,700	短期借入金	740
営業未収入金	334	1年内返済予定の長期借入金	1,322
貯蔵品	9	未払金	283
前払費用	115	設備関係未払金	234
その他	26	未払消費税等	175
貸倒引当金	△0	未払法費	75
		未払法人税等	1,082
		前受り金	853
		賞与引当金	143
		その他	49
		その	16
<b>II 固定資産</b>	<b>77,321</b>	<b>II 固定負債</b>	<b>11,038</b>
<b>1.有形固定資産</b>	<b>50,581</b>	長期借入金	307
建物	20,730	長期預り保証金	8,102
構築物	92	退職給付引当金	379
機械及び装置	11	資産除去債務	165
車輛運搬具	1	繰延税金負債	1,820
工具、器具及び備品	48	その他	264
土地	28,681		
建設仮勘定	1,016	<b>負債合計</b>	<b>16,014</b>
		<b>純資産の部</b>	
<b>2.無形固定資産</b>	<b>327</b>	<b>I 株主資本</b>	<b>82,016</b>
借地権	282	1.資本金	11,768
施設利用権	14	2.資本剰余金	9,326
ソフトウェア	29	資本準備金	9,326
		3.利益剰余金	67,825
		利益準備金	2,942
		その他利益剰余金	64,883
		配当積立金	1,100
		固定資産圧縮積立金	17
		別途積立金	23,800
		繰越利益剰余金	39,966
<b>3.投資その他の資産</b>	<b>26,412</b>	4.自己株式	△6,904
投資有価証券	12,401	<b>II 評価・換算差額等</b>	<b>5,477</b>
関係会社株式	13,335	その他有価証券評価差額金	5,477
保険積立金	465		
その他	209	<b>純資産合計</b>	<b>87,493</b>
<b>資産合計</b>	<b>103,508</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>103,508</b>

## 損 益 計 算 書

(自 令和2年4月1日)  
至 令和3年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売 上 高		12,665
売 上 原 価		5,835
売 上 総 利 益		6,830
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,109
営 業 利 益		5,721
営 業 外 収 益		305
受 取 利 息 及 び 配 当 金 他	284	
そ の 他 の 費 用	20	
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	22	
支 固 定 資 産 除 却 損 用 他	4	
自 己 株 式 取 得 費 用 他	7	37
そ の 他 の 費 用	1	
経 常 利 益		5,989
特 別 利 益		62
固 定 資 産 売 却 益	24	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	37	
特 別 損 失		24
投 資 有 価 証 券 売 却 損	24	
税 引 前 当 期 純 利 益		6,027
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 額	1,612	
法 人 税 等 調 整 額	224	1,837
当 期 純 利 益		4,190

## 株主資本等変動計算書

（自 令和2年4月1日）  
（至 令和3年3月31日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資 本 金 準 備 金	そ の 他 資 本 金 剰 余 金	資 本 金 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 配 当 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 立 金	別 途 積 立 金
令和2年4月1日残高	11,768	9,326	—	9,326	2,942	1,100	17	23,800
事業年度中の変動額								
剰余金の配当								
当期純利益								
自己株式の取得								
自己株式の処分			△2	△2				
自己株式処分差損 の 振 替			2	2				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	—	—
令和3年3月31日残高	11,768	9,326	—	9,326	2,942	1,100	17	23,800

	株 主 資 本				評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 合 資 産 計
	利益剰余金		自己株式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計					
令和2年4月1日残高	36,736	64,595	△6,423	79,267	3,727	3,727	82,994
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	△957	△957		△957			△957
当期純利益	4,190	4,190		4,190			4,190
自己株式の取得			△500	△500			△500
自己株式の処分			19	16			16
自己株式処分差損 の 振 替	△2	△2		—			—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）					1,749	1,749	1,749
事業年度中の変動額合計	3,230	3,230	△480	2,749	1,749	1,749	4,498
令和3年3月31日残高	39,966	67,825	△6,904	82,016	5,477	5,477	87,493



## 独立監査人の監査報告書

令和3年5月13日

株式会社 テーオーシー  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂本 一 朗 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 神代 勲 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社テーオーシーの令和2年4月1日から令和3年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テーオーシー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

令和3年5月13日

株式会社 テーオーシー  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂本 一朗 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 神代 勲 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社テーオーシーの令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年5月17日

株式会社テーオーシー監査役会

常勤監査役 山岡英夫 印

監査役（社外監査役）長谷修嗣 印

監査役（社外監査役）飯倉穰 印

以上



# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社の利益配分につきましては、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と経営基盤の強化のための内部留保に意を用いつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を維持することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記基本方針を踏まえ、収益状況及び今後の事業展開等を勘案した結果、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金 5円 総額475,472,255円  
(注) 中間配当を含めた通期の年間配当金は、1株につき金10円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
令和3年6月30日

## 第2号議案 監査役1名選任の件

本總會終結の時をもって、監査役の飯倉穰氏は、辞任により退任いたしますので、監査役1名の補欠選任をお願いするものであります。選任された場合の任期は、辞任により退任される監査役の任期が満了すべき時である令和5年3月期に関する定時株主總會終結の時までとなります。

なお、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
さか まき ひろし 酒 卷 弘 (昭和34年9月14日生)	昭和57年4月 日本開発銀行入行 平成16年6月 同行ロサンゼルス主席駐在員 平成19年6月 新規事業投資株式会社 取締役 投資部長 平成22年6月 同行投資統括部長 平成23年5月 同行業務企画部 担当部長 平成23年7月 日立キャピタル証券株式会社 代表取締役社長 平成23年10月 DBJ証券株式会社 代表取締役社長 平成29年6月 DBJ Europe Limited Executive Chairman (現任)	－ 株
監査役候補者の選任理由	複数の会社での職務や会社経営に関与された豊富な経験・実績・見識を有しており、安定的かつ持続的な成長を果たすために適任であると判断し、選任をお願いするものであります。	

- (注) 1. 日本開発銀行は、平成11年10月1日に解散し日本政策投資銀行に承継され、その後、平成20年10月1日に解散し株式会社日本政策投資銀行を設立いたしました。
2. 酒巻弘氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 酒巻弘氏は、社外監査役の候補者であります。同氏は、株式会社東京証券取引所規定の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての独立性、社外監査役との責任限定契約及び役員等賠償責任保険契約について
- (1) 社外監査役の選任理由及び独立性  
酒巻弘氏につきましては、金融機関等での豊富な職務経験に加え、複数の企業において経営者として経営に関与された経験等で培われた豊富な知識・経験等を、独立した立場から当社の監査体制にいかしていただけると判断しております。
- (2) 監査役との責任限定契約について  
当社は酒巻弘氏が監査役に就任された場合、同氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第38条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、賠償責任の限度額を法令の定める最低限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
- (3) 監査役との役員等賠償責任保険契約について  
当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し、責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。酒巻弘氏が就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、補欠監査役として選任をお願いする峯岸芳幸氏は、監査役が法令に定める員数を欠いたことを就任の条件とし、その任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとします。この決議の効力は、次回の定時株主総会が開催されるまでの間とします。

また、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。  
補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

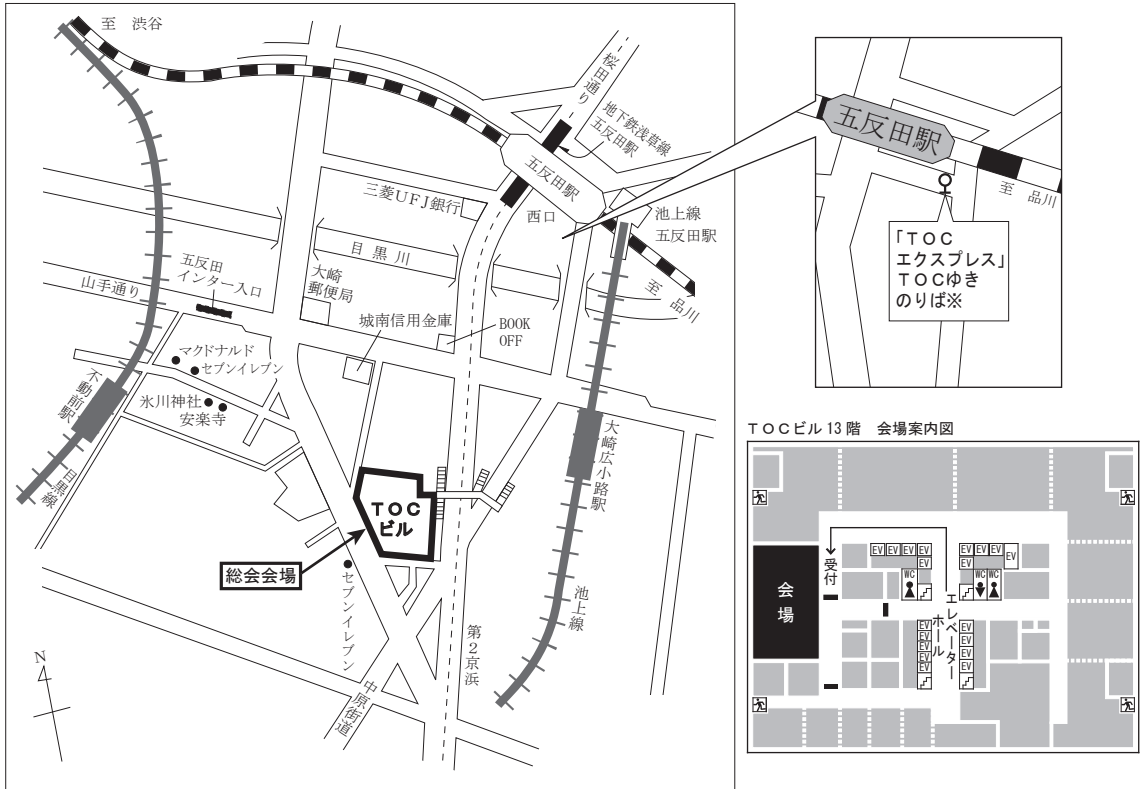
氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
みね ぎし よし ゆき 峯 岸 芳 幸 (昭和27年7月15日生)	昭和50年4月 監査法人中央会計事務所入所 昭和55年9月 峯岸芳幸税理士事務所代表者 昭和55年9月 峯岸公認会計士事務所代表者 平成元年12月 株式会社CSK監査役 平成15年10月 独立行政法人日本芸術文化振興会監事 平成16年6月 平河ヒューテック株式会社社外監査役 平成18年4月 財団法人高速道路交流推進財団監事 平成24年1月 税理士法人峯岸芳幸会計事務所代表社員 平成24年12月 税理士法人峯岸パートナーズ代表社員（現任） 平成27年10月 練馬区監査委員	700株

- (注) 1. 峯岸芳幸氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 峯岸芳幸氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 峯岸芳幸氏を補欠の社外監査役候補者とした理由、社外監査役としての独立性、社外監査役の責任限定契約及び役員等賠償責任保険契約について
- (1) 補欠の社外監査役候補者とした理由及び独立性  
峯岸芳幸氏につきましては、長年にわたり公認会計士・税理士の業務で培われた税務・会計に関する豊富な知識・経験に加え、他社における監査役としての豊富な経験等を、当社の監査体制にいかしていただくことを目的として、補欠の社外監査役候補者とするものであります。
- (2) 監査役との責任限定契約について  
当社は同氏が監査役に就任した場合、同氏の間で会社法第427条第1項及び当社定款第38条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、賠償責任の限度額を法令の定める最低限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
- (3) 監査役との役員等賠償責任保険契約について  
当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し、責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。峯岸芳幸氏が就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
4. 峯岸芳幸氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

東京都品川区西五反田七丁目 22 番 17 号  
TOCビル 13階 グランドホール  
TEL : 03(3494)2111(代)



交通（電車） 山手線五反田駅より徒歩8分  
都営地下鉄浅草線五反田駅より徒歩8分  
東急電鉄池上線大崎広小路駅より徒歩5分  
東急電鉄目黒線不動前駅より徒歩6分

※ 山手線五反田駅西口より無料シャトルバス  
「TOCエキスプレス」を運行  
乗車場所 バス停9番 TOCゆきのりば